公　告

諮　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ゴードアイ株式会社
２．住所　広島県広島市西区三篠町三丁目８番12号
３．代表者の氏名　徳永　尚子
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号中国財務局長（金商）第29号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年２月26日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて中国財務局理財部金融監督第三課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続きから除斥される。

平成 25 年８月 26 日

中国財務局長　河野　一郎

国営手取川流域土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営手取川流域土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 25 年８月 26 日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称
国営手取川流域土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
２　縦覧期間
平成25年８月27日から平成25年９月25日まで
３　縦覧場所
石川県金沢市、小松市、白山市、能美市、野々市市及び能美郡川北町各事務所

国営吉井川土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営吉井川土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 25 年８月 26 日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称
国営吉井川土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
２　縦覧期間
平成25年８月27日から平成25年９月25日まで
３　縦覧場所
岡山県岡山市東区、備前市、瀬戸内市、赤磐市及び和気郡和気町各事務所

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第３３７号
新潟県上越市中央１丁目11番１号
申立人　上越信用金庫
本籍新潟県上越市東本町５丁目137番地、最後の住所新潟県上越市東本町５丁目２番９号、死亡の場所新潟県上越市、死亡年月日平成24年９月４日、出生の場所新潟県中頸城郡柿崎町、出生年月日昭和10年６月２日、職業会社役員
被相続人　亡　中村　行雄
事務所新潟県上越市大学前83番地
相続財産管理人　弁護士　髙橋　幸知
新潟家庭裁判所高田支部

平成２５年（家）第４１０号
愛知県豊橋市前田町１丁目９番４
申立人　豊橋商工信用組合
代表者代表理事　加藤　　満
本籍愛知県豊橋市新川町48番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日平成24年10月30日、出生の場所愛知県渥美郡赤羽根村、出生年月日昭和７年７月14日、職業不明
被相続人　亡　鈴木　礼一
事務所愛知県豊橋市前田南町１丁目15番地25
菅生法律事務所
相続財産管理人　弁護士　菅生　剛弘
名古屋家庭裁判所豊橋支部

平成２５年（家）第１０１３号
兵庫県西宮市神垣町４―21―402
申立人　中山　正隆
本籍名古屋市中区平和１丁目37番地、最後の住所三重県桑名市大字東方2218番地、死亡の場所三重県津市、死亡年月日平成25年３月24日、出生の場所愛知県名古屋市中区、出生年月日昭和８年１月21日、職業無職
被相続人　亡　鈴木　政孝
事務所三重県四日市市諏訪栄町２番４号
ファーストビル２階　稲七総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　尾高健太郎
津家庭裁判所四日市支部

平成２５年（家）第１５８７号
京都府向日市寺戸町大牧１―60
申立人　吉田　千博
申立人代理人弁護士　上田　　敦
本籍京都市西京区大原野上里北ノ町563番地の７、最後の住所京都市西京区大原野東野町３番地の414、死亡の場所京都市西京区、死亡年月日平成24年11月20日、出生の場所大阪府泉南郡多奈川村、出生年月日昭和８年12月８日、職業無職
被相続人　亡　吉田　博文
事務所京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85番地１　烏丸ビル５階上田・小川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上田　　敦
京都家庭裁判所

平成２５年（家）第８５６号
兵庫県神戸市中央区東川崎町７丁目11番６号
申立人　湯浅須美子
本籍大阪市北区長柄中３丁目７番地、最後の住所神戸市灘区岩屋北町４丁目３番25―203号、死亡の場所神戸市灘区、死亡年月日平成24年11月19日、出生の場所大阪府西成郡豊崎町、出生年月日大正８年９月26日、職業無職
被相続人　亡　後藤　常雄
事務所神戸市中央区京町74番地　京町74番ビル６階　かがやき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　須山幸一郎
神戸家庭裁判所

平成２５年（家）第７２８号
東京都中央区日本橋１丁目12番８号
申立人　株式会社日貿信債権回収サービス
本籍千葉県船橋市金杉台２丁目２番地、最後の住所茨城県牛久市上柏田４丁目39番地22、死亡の場所茨城県稲敷郡阿見町、死亡年月日平成24年11月５日、出生の場所広島県甲奴郡上下町、出生年月日昭和21年４月１日、職業不明
被相続人　亡　田丸　友己
事務所東京都渋谷区代々木２―10―８　新宿出雲ビル８階　東京国際綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河合　　真
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部

平成２５年（家）第５６４号
群馬県渋川市金井395番地
申立人　群馬県渋川行政県税事務所長　千代　清志
本籍群馬県吾妻郡長野原町大字林112番地、最後の住所群馬県渋川市渋川3659番地38、死亡の場所群馬県渋川市、死亡年月日平成22年11月頃、出生の場所群馬県吾妻郡長野原町、出生年月日昭和22年６月27日、職業不明
被相続人　亡　町田　芳男
事務所群馬県前橋市大手町３丁目11番６号
弁護士法人群馬中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　矢田　健一
前橋家庭裁判所